

経済産業省

20161212 貿局第1号
輸入注意事項28第12号
経済産業省貿易経済協力局

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」（平成12年10月16日付け輸入注意事項12第63号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年12月26日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」の一部改正について

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」（平成12年10月16日付け輸入注意事項12第63号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年1月1日から施行する。

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて(平成12年10月16日輸入注意事項12第63号)

改正後		現行	
2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質		2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質	
関税率表の番号等	貨物名	関税率表の番号等	貨物名
<u>2812.19-000</u>	三塩化ヒ素	<u>2812.10-090</u>	三塩化ヒ素
2905.19-000	3・3-ジメチルブタン-2-オール(別名ピナコリルアルコール)	2905.19-000	3・3-ジメチルブタン-2-オール(別名ピナコリルアルコール)
<u>2918.17-000</u>	2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸	<u>2918.19-090</u>	2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸
(略)		(略)	
2923.90-000	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)そのプロトン化塩類	2923.90-000	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)そのプロトン化塩類
<u>2930.70-000</u>	<u>ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(別名チオジグリコール)</u>	(新設)	
2930.90-900	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類	2930.90-900	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類
	(削る)		<u>ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(別名チオジグリコール)</u>
(略)		(略)	
3 第一種指定物質を含有するもの		3 第一種指定物質を含有するもの	
関税率表の番号等	貨物名	関税率表の番号等	貨物名

(略)

注：チオジグリコールの関税率表番号2930.70-000メチルホスホン酸ジメチルの関税率表番号2931.31-000

(略)

注：チオジグリコールの関税率表番号2930.90-000メチルホスホン酸ジメチルの関税率表番号2931.00-090